

広島県告示第九百四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成十九年九月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 定 年 月 日
花みずき薬局	尾道市向島町五四四―一	育成医療・更生 医療	平成一九年九月 一日
東城もみじ薬局	庄原市東城町東城字上町三六二― 二	育成医療・更生 医療	平成一九年九月 一日
しわち薬局	三次市下志和地町七〇三―七	育成医療・更生 医療	平成一九年九月 一日